

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
【告示】		技術管理課		取	
○ 岡山県建設工事等公表事務取扱要領の一部改正					
(県例規集登載)					
○ 令和七年度自衛官第四次募集（航空学生）		危機管理課			
○ 令和七年度自衛官第四次募集（一般曹候補生）		〃			
○ 特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請		環境管理課			
○ 保安林の指定予定		治山課			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 道路の区域変更		道路整備課			
○ 道路の供用開始		〃			
【公告】		自然環境課			
○ 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧		〃			
○ 鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催					
○ 落札者等の決定		技術管理課			
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴		建築指導課			

目次		担当課（室）	
----	--	--------	--

◎岡山県告示第三百十八号

岡山県建設工事等公表事務取扱要領（平成十三年岡山県告示第百九十五号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第二条第一項並びに第四条第一項第五号及び第十号中「二百五十万円」を「四百万円」に改める。

附 則

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

◎岡山県告示第三百十九号

防衛省において採用する自衛官のうち航空学生との令和七年度募集の要領は、次のとおりである。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

航空学生

二 応募資格

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しない日本国籍を有する者で、かつ、令和八年四月一日現在で、海上自衛隊は十八歳以上二十三歳未満の者（平成十五年四月二日から平成二十年四月一日までに出生した者）、航空自衛隊は十八歳以上二十四歳未満の者（平成十四年四月二日から平成二十年四月一日までに出生した者）であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 高等学校又は中等教育学校卒業者（令和八年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- 2 1に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（令和八年三月三十一日までに、これに該当する見込みのある者を含む。）
- 3 高等専門学校第三学年次修了者（令和八年三月修了見込みの者を含む。）

三 受付期間

令和七年七月一日から同年八月二十九日まで

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査
- 2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査
- 3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 航空身体検査（一部）

(2) 航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和七年九月二十日又は同月二十七日

2 第二次試験 令和七年十月十六日から同月二十三日までのうち指定する一日

3 第三次試験 令和七年十一月二十一日から同年十二月十七日までのうち指定する一日

(2) 航空自衛隊 令和七年十一月十五日から同年十二月十八日までのうち指定する期間

七 試験場

1 第一次試験 受付時又は自衛隊受験票交付時に通知する。

2 第二次試験 採用試験期日及び試験場の詳細については、第一次試験の合格通知で通知する。

3 第三次試験

- (1) 海上自衛隊 自衛隊呉病院（広島県呉市）その他七箇所
- (2) 航空自衛隊 静浜基地（静岡県焼津市）
防府北基地（山口県防府市）

八 採用予定時期

令和八年三月下旬から同年四月上旬までの間

九
その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

○八六八—二二—五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

○八六六一二—一三三四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

令和7年6月24日 岡山県公報 第12712号

◎岡山県告示第三百二十号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和七年度募集の要領は、次のとおりである。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和七年七月一日から同年九月二日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和七年九月十六日から同月二十日までの間で、受験者の任意の間（二から三時間程度）

2 第二次試験 令和七年十月十二日から同月十五日までのうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験 受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）

2 第二次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

令和八年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二―七三三八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第三百二十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名 称 協同組合ウイングバレイ

住 所 岡山県総社市久代 1408 番地の 6

氏 名 理事長 豊田 真三

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 協同組合ウイングバレイ西

所在地 岡山県総社市久代 1408 番地の 6

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止	
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		No. 4		同左	
種 類		71 自動式車両洗淨施設		同左	
能 力		約 13 台／時間		約 11 台／時間	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		給油所営業時間内 随時 4 時間程度		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	2	4	同左	
	p H	5.8～8.6		7.2	8.0
	B O D (mg/L)	6.8	7.6	80	90
	C O D (mg/L)	12	14	80	90
	S S (mg/L)	53	58	70	75
	油 分 (mg/L)	0.6	0.8	6	8
	T－N (mg/L)	6.9	7.0	－	－
	T－P (mg/L)	1.4	1.6	－	－

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

令和7年6月24日 岡山県公報 第12712号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		油水分離装置①				同左			
種 類 及 び 型 式		油水分離装置							
構 造		鉄筋コンクリート							
主 要 寸 法		4.04×0.84×1.29 (m)							
能 力		1,008ℓ							
処 理 の 方 法		浮上分離							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続8時間				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³/日)	2	4	2	4	同左			
	p H	7.2	8.0	7.2	8.0	7.4	7.4	7.4	7.4
	B O D (mg/L)	80	90	80	90	6.8	7.6	5.5	6.3
	C O D (mg/L)	80	90	80	90	12	14	4.8	5
	S S (mg/L)	70	75	50	55	53	58	4.5	4.8
	油 分 (mg/L)	6	8	4	5	0.6	0.8	0.5	0.6
	T－N (mg/L)	－	－	－	－	6.9	7	6.9	7
	T－P (mg/L)	－	－	－	－	1.4	1.6	1.4	1.6

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和7年6月24日から同年7月15日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び総社市役所

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市成羽町坂本字クロタキ三〇二八、字草苅場三〇四四、字城ノ越三〇四五の一、字百町田三〇四九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市北区御津中牧字年谷一一二〇、一一二四、一一二五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字年谷一一二〇・一一二四・一一二五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

総社市新本字春山三八一一の二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

井原市芳井町下鴨字道立三〇四〇、三〇四三から三〇四五まで、字東坊三〇五二の

一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東坊三〇五二の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 新見勝山線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市月田字峪ノ上八二三八番一地先から 真庭市月田字大内谷尻八二四三番一地先まで	新	二五・〇 四三・五	一一九・〇
真庭市月田字峪ノ上八二三八番一地先から 真庭市月田字大内谷尻八二四三番一地先まで	旧	一七・七 三六・四	一一九・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 下御領井原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市大江町字相原二一四〇番地先から 井原市大江町字相原一四一九番二地先まで	新	一〇・二 五六・九	五九九・一
井原市大江町字相原二一四〇番地先から 井原市大江町字相原一四一九番二地先まで	旧	一〇・二 五六・九	五九九・一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 古見月田停車場線
- 三 道路の区域

区 域		別 新 旧	
真庭市野川字総十郎畑田四〇四番二地先 から 真庭市野川字宗鑑八〇七番地先まで	真庭市野川字総十郎畑田四〇四番二地先 から 真庭市野川字宗鑑八〇七番地先まで	旧	新
二一・〇 二四・一	二一・〇 二一・〇	(メートル) 幅員	
三七九・〇	三七九・〇	(メートル) 延長	

◎岡山県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	新見勝山線	真庭市月田字峪ノ上八二三八番一地从先から 真庭市月田字大内谷尻八二四三番一地从先まで	令和七年六月二十四日
県道	下御領井原線	井原市大江町字相原二一四〇番地先から 井原市大江町字相原一四一九番二地先まで	
県道	古見月田停車場線	真庭市野川字総十郎畑田四〇四番二地先から 真庭市野川字宗鑑八〇七番地先まで	
県道	下郷惣田線	高梁市備中町平川字木落シ一七六四番一地从先から 高梁市備中町平川字木落シ一七六四番六地先まで	

〔二八一〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第四項において準用する法第二十八条第四項の規定により、指針の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この公告に係る鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案について意見を有する区域の住民及び利害関係人は、法第二十九条第四項において準用する法第二十八条第五項の規定により、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

奥津鳥獣保護区特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和七年十一月一日から令和十七年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年六月二十四日から同年七月七日まで

2 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

〔二八二〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を開催する。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

奥津鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会

一 日時 令和七年七月十八日 午後一時三十分

二 場所 鏡野町役場二階大会議室

三 案件 奥津鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区域 次の図のとおり

2 面積 七〇ヘクタール

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

〔二八三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定し
た。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 調達件名

公共事業総合情報システム更改に係る機器賃貸借及び保守業務

二 契約期間

令和八年三月一日から令和十三年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県土木部技術管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和七年六月十三日

五 落札者の名称及び所在地

株式会社 J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

六 落札金額

一月当たり一、六七五、〇八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一五二、二八〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年五月二日

〔二八四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和七年六月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 許可しようとする建築物の建築の計画

第一種低層住居専用地域内である赤磐市沼田九〇〇番三〇において計画する自動車
車庫の建築

二 意見の聴取の期日

令和七年七月三日（木曜日）午後一時三十分から午後二時三十分まで

三 意見の聴取の場所

赤磐市下市三四四

赤磐市役所 本庁舎二階大会議室